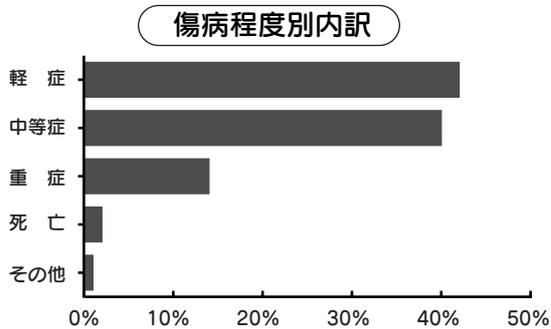


正しい救急車の利用を…

『3万人に1台』これは救急車の配置基準です。

町では、上三川分署に1台救急車が配備されていますが、石橋地区消防組合では上三川分署を含めて4台の救急車が配備されています。しかし、石橋地区消防組合の管内では、平成16年に年間3,100件の出動がありました。これは、1日に平均すると約8.5件の出動でしたが、平成17年1月から6月の件数は1,736件で、平均すると1日約10件の出動になってしまいました。

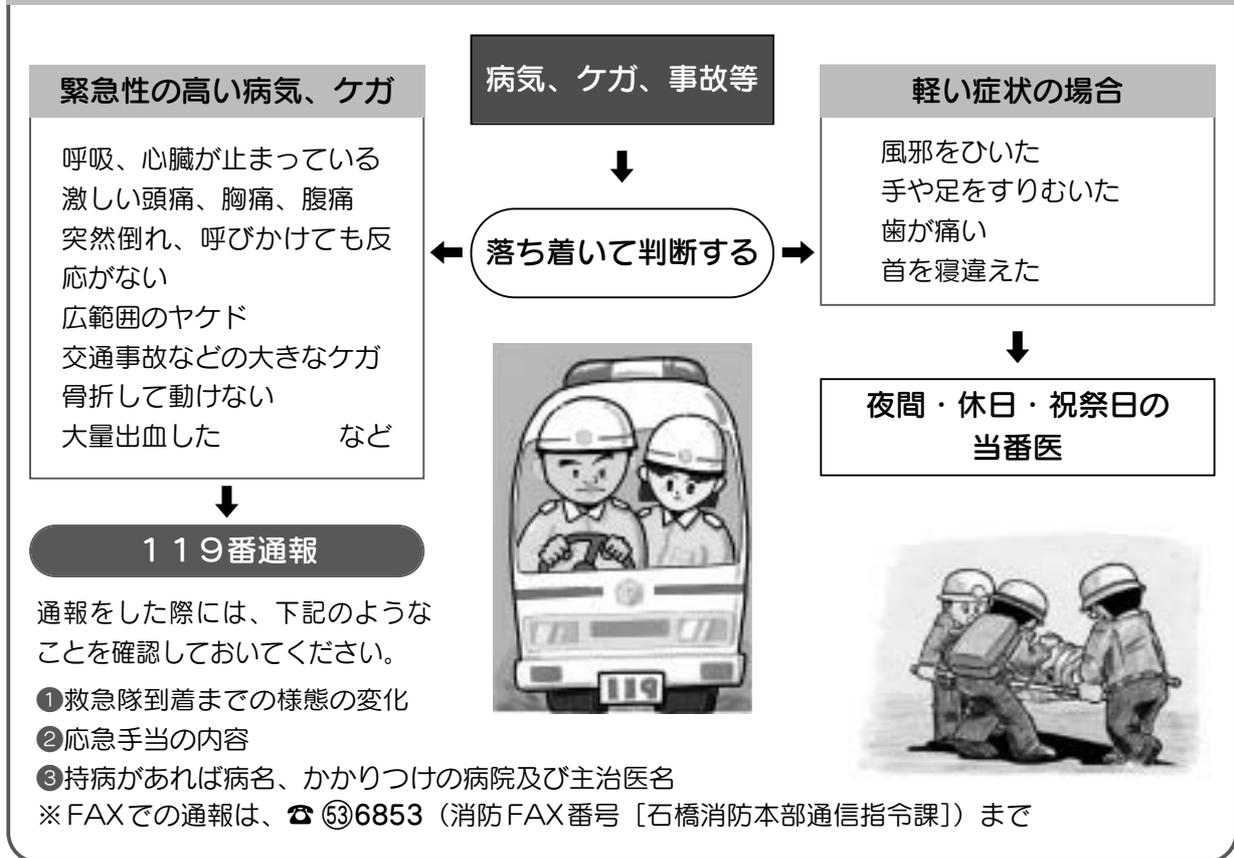


その原因はどこにあるのでしょうか。救急搬送の年齢別では60歳以上の方が48%と高齢化社会を反映していますが、傷病程度別に見ると、重症（完治までに1ヶ月以上かかるもの）14%、中等症（完治までに2、3週間かかるもの）40%、軽症（完治までに1週間のもの）42%、死亡2%、その他1%になっています。

本来は重傷者を搬送すべき救急車が、中等症、軽症を多く搬送しているのが実情です。危篤や重傷者が発生した時に、上三川分署の救急車が出動している場合には、上三川分署以外の救急車が出動しなければなりません。皆さん、助け合いの精神で次のように正しい救急車の利用を心がけましょう。

- ◆緊急性の高い病気、ケガや事故に利用しましょう。
- ◆軽い症状の場合は、できるだけ自分で病院に行きましょう。

救急車の利用の仕方



もしものときの「かかりつけ医」をつくりましょう

県は、救急医療の特性を考慮し、県民にできるだけ身近な地域で救急医療を提供する趣旨から、県内を10の救急医療圏に区分し、初期・第二次の救急医療体制を整備しています。

町は宇都宮医療圏に属しています。宇都宮市が設置し、上三川町、河内町、上河内町が参加する宇都宮市夜間休日救急診療所で、主に軽症患者を対象の初期救急医療を行っています。

初期医療で入院治療を要する重症者に対しては第二次救急医療体制として、3病院が輪番で病床を確保しています。

さらに、主に複数の診療科にわたる重篤救急

患者を対象とした第三次救急医療体制については、県内の5つ病院に救命救急センターが整備され利用されています。

また、町では上記の他に日々の健康状態を含め、なんでも相談でき、病状が重症化することがなく、適切な医療の提供が受けられる『かかりつけ医』の推進を図っているところですが、休日や夜間で緊急の受診を必要とする場合は、休日の昼間のみの診療を町内11医療機関の協力により在宅当番医として実施しています。受診に際しては、緊急性の高い病気やケガ以外は自家用車やタクシーでの受診をお願いします。

初期救急医療体制…主に軽症患者を対象とします。

第二次救急医療体制…主に入院治療を要する重症患者を対象とします。

第三次救急医療体制…主に複数の診療科にわたる重篤救急患者を対象とします。

医療圏	市町村名	初期救急医療体制			二次救急医療体制 (輪番制)	三次救急医療体制
		休日の昼間	休日の夜間	平日の夜間		
宇都宮	宇都宮市	午前9時～午後5時	午後7時30分～翌日午前7時	午後7時30分～翌日午前7時	<ul style="list-style-type: none"> 国立栃木病院 済生会宇都宮病院 宇都宮社会保険病院 	<ul style="list-style-type: none"> 足利赤十字病院救命救急センター 大田原赤十字救命救急センター 獨協医科大学病院救命救急センター 自治医科大学病院救命救急センター 栃木県救命救急センター (済生会宇都宮病院併設)
	河内町	宇都宮市夜間休日救急診療所 (内科・小児科・歯科) ☎028(625)2211 ※歯科のみ夜間は午前0時まで				
	上河内町	宇都宮市夜間休日救急診療所 (内科・小児科・歯科) ☎028(625)2211 ※歯科のみ夜間は午前0時まで				
	上三川町	午前9時～午後5時 在宅当番医制				

▼問い合わせ先＝健康福祉課 保健衛生係 ☎69132

町の封筒が新しくなりました。



今までとはデザインを一新し、明るいカラーの封筒になりました。

大きい封筒は、宛名部分下部を切り取って、定形封筒として再利用できるものになっています。

返信用としてご利用ください。



▼問い合わせ先＝総務課 管財係 ☎69114